

佐賀市教育大綱

令和2年（2020年）4月



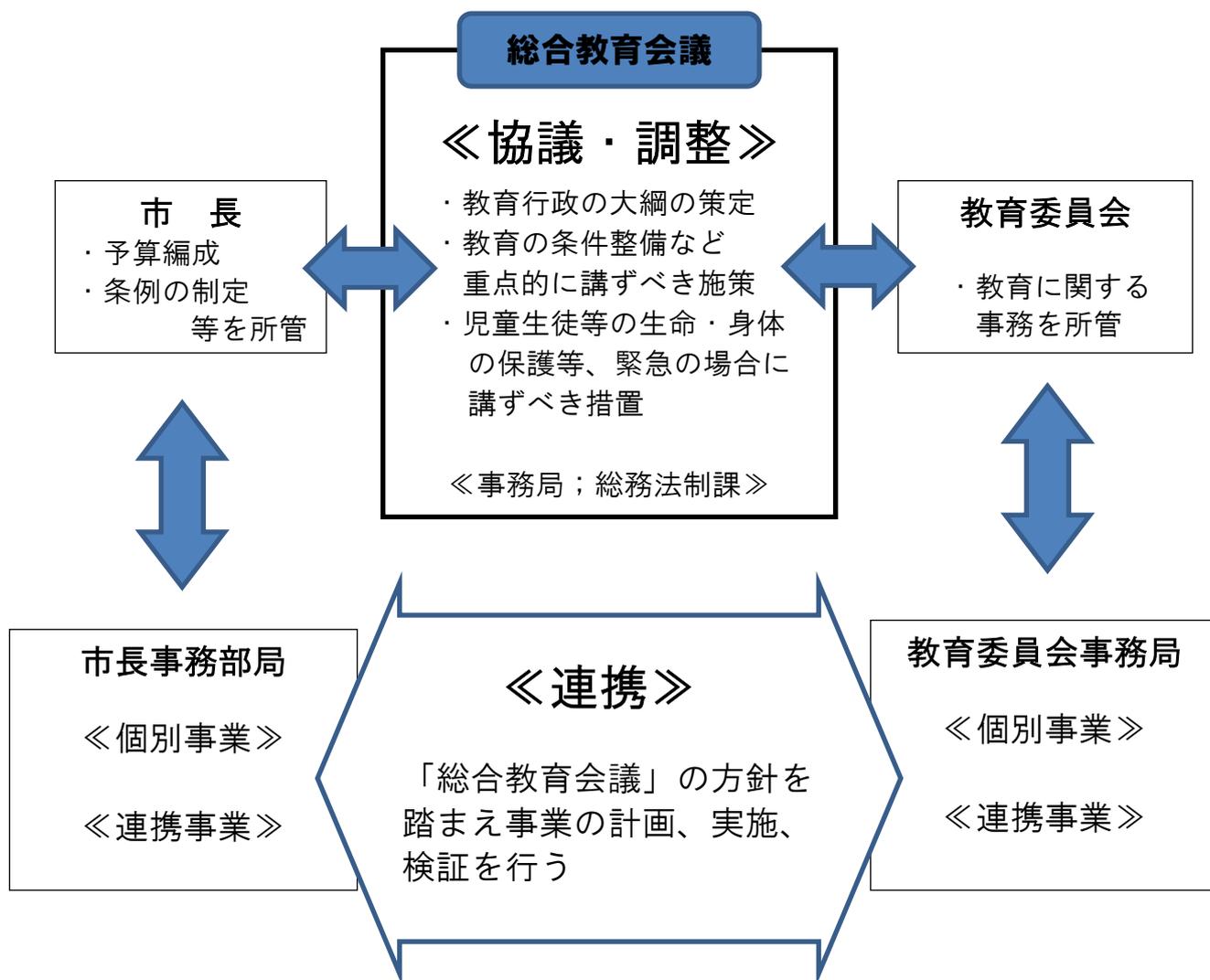
佐賀市では、第2次佐賀市総合計画の教育・子育て分野の基本政策である「ふるさとに愛着と誇りを持ち、魅力ある人と文化を育むまち」の実現に向け、目指すべき教育の姿を明らかにするために、平成27年9月に『佐賀市教育大綱』を定めました。

このたび、第2次佐賀市総合計画の中間見直しに併せて、令和2年度から令和6年度までの5年間の佐賀市における教育、学術及び文化の振興に関する施策を、教育委員会と連携し総合的に推進していくため、新たな大綱を策定します。

令和2年4月 佐賀市長 秀島 敏行

1 佐賀市総合教育会議のあり方

多種多様化する教育に関する課題に対応するため、市長と教育委員会が、総合教育会議の場で教育施策の方向性の共通理解を図り、大綱のもとに両者が連携して所管の事務を執行する。



2 佐賀市教育の「基本政策」と「基本目標」

※基本政策・・・第2次佐賀市総合計画の基本政策を参照

※基本目標・・・第4次佐賀市教育振興基本計画の基本目標を参照

(1) 基本政策

ふるさとに愛着と誇りを持ち、 魅力ある人と文化を育むまち

佐賀市のまちづくり指針である「第2次佐賀市総合計画」は、中間見直しを経て、令和2年度からの5年間は、後期計画に基づき施策を展開していくことになります。

総合計画の基本構想では、佐賀市の将来像として『豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまちさが』を掲げており、その実現を目指すために、基本政策のひとつとして「ふるさとに愛着と誇りを持ち、魅力ある人と文化を育むまち」という方向性を示しています。

(2) 基本目標

ふるさと「さが」を協働でつくる 個性と創造性に富む人づくり

今日の社会は超スマート社会（Society 5.0）¹の実現に向けて、人工知能（AI）やビッグデータの活用など、技術革新や高度情報化、グローバル化といった急激な社会構造の変化の中にあり、それは私たちの予想をはるかに超えたスピードで進展しています。

そのような中、これからも社会全体が持続して発展していくためには、社会や環境の問題に関心や責任を持つことが求められており、国際的にSDGs²の取組が広がっています。

一方で、子どもを取り巻く状況は深刻化し、子どもが巻き込まれる事件や事故が増加しています。児童虐待や子どもの貧困、いじめの低年齢化、不登校などは社会問題となり、子どもの命が失われる事態も増えている中、子どもの命をどう守るかが大きな課題となっています。

大人が子どもをどう守るかということと同時に、子ども自身が自らの命を大切にし、他者の命もまた自分の命と同様にかげがえのないものとして接する心を育てていくことが重要です。

また、複雑で将来の予測が難しい時代の中にあって、これからの社会を創り出していく子どもたちには、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力を幼児期の段階から育てていくことが必要です。

そのためには、幼児期から家族との関りや地域社会で様々な人と関わりながら多様で豊かな体験を通して人間形成の基礎を培っていくことが大切です。

¹ 超スマート社会（Society 5.0）：サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実世界）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会。

² SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。

そして、学校教育では、幼児期からの「育ちと学び」の連続性を重視しながら、学習指導要領³に示されている育成すべき資質・能力の3つの柱、①生きて働く「知識・技能」の習得 ②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成 ③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養 を目指します。

しかも、これらの資質・能力は、教育課程の理念である“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会とが共有し、連携・協働により育んでいくことが必要です。

そのためには、各学校においては「社会に開かれた教育課程」を編成し、個性を伸ばす教育を推進します。

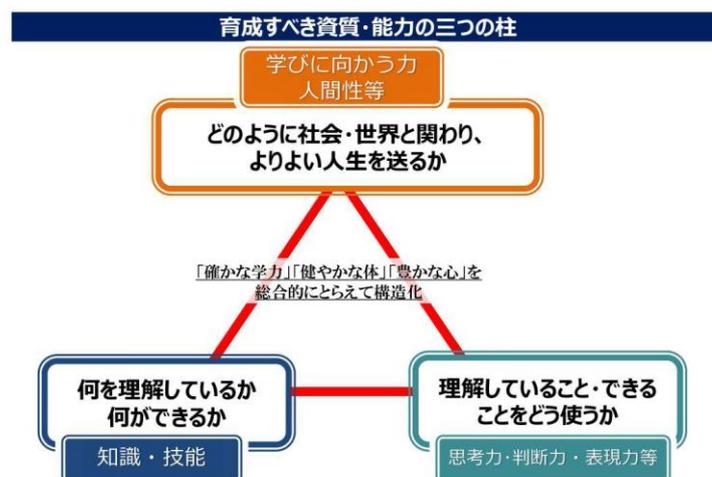
就学前教育から義務教育9か年をとおして、家庭、地域、企業等、学校等がそれぞれの役割を主体的に果たすとともに相互に連携・協働して子どもを育てていきます。そして、義務教育修了時には、「ふるさとを誇りに思い愛着を持つ心情」、「基礎学力」、「倫理観・社会常識」を身に付け、将来にわたって夢と志を持ち、可能性に挑戦する子どもを育てたいと考えます。

さらには、自立したひとりの人間として、心豊かに生きていくためには、生涯にわたって学び続け、地域社会に主体的に関わり多様な他者と協働しながら新たな価値を創造し、将来を創り出していくことができるような人材を育成することが重要です。

そのことによって地域社会の自立も促され、社会全体の教育力と子どもを育む環境の好循環が実現できるものと考えます。

以上のような考え方にたって、佐賀市では、就学前教育から学校教育、さらには社会教育へと連続した取組の中で、市民としての責任と自覚を醸成し、「個性」を生かし「創造性」を発揮して、ふるさと「さが」を協働でつくりだしていく人づくりを目指して、基本目標を設定するものです。

<新しい時代に必要となる資質・能力> 出典：文部科学省



³ 学習指導要領：全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が、学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めたもの。新学習指導要領では、予測困難な時代に一人ひとりが未来の創り手となり、よりよい人生とよりよい社会を築いていくために求められる資質・能力を育むことを目指し、教育課程の改善を図っている。

（平成 29 年文部科学省告示第 62 号、第 63 号及び第 64 号並びに平成 30 年文部科学省告示第 68 号）

3 基本方針

※基本方針・・・第4次佐賀市教育振興基本計画」の基本方針を参酌
 基本目標に掲げる『ふるさと「さが」を協働でつくる個性と創造性に富む人づくり』を
 実現するためには、教育・学習の「縦軸」の接続と「横軸」の連携・協働をさらに充実さ
 せる必要があります。

佐賀市では、「教育・学習の縦軸をつなぐ」、「教育・学習の横軸をつなぐ」の2つを基
 本方針として掲げ、基本目標の達成に向けて教育施策を展開していきます。

佐賀市総合計画 <佐賀市の将来像と基本政策>

豊かな自然とこどもの笑顔が輝くまち さが

ふるさとに愛着と誇りを持ち、魅力ある人と文化を育むまち

佐賀市教育振興基本計画

基本目標

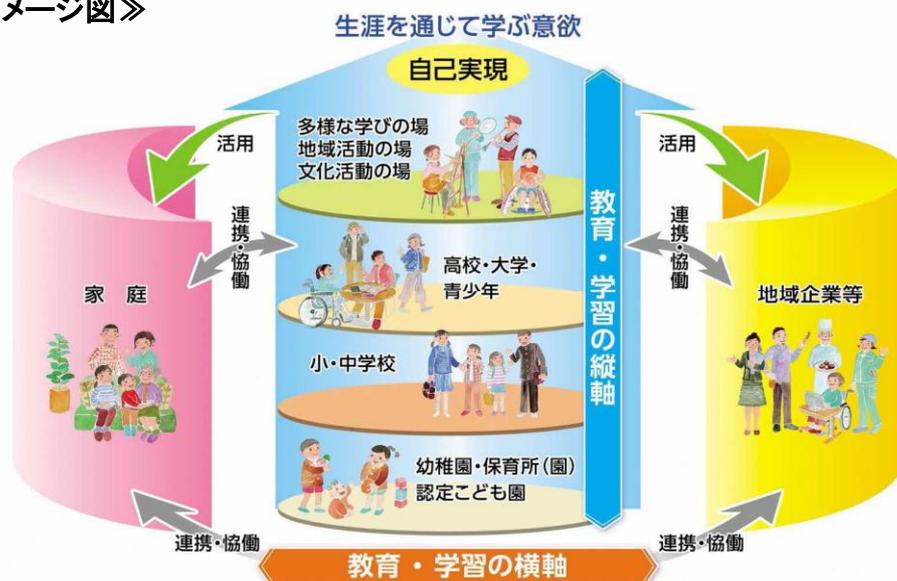
ふるさと「さが」を協働でつくる
 個性と創造性に富む人づくり

基本方針

教育・学習の縦軸をつなぐ

教育・学習の横軸をつなぐ

<<基本方針のイメージ図>>



(1)教育・学習の縦軸をつなぐ（縦の接続）

全ての子どもと大人がともに個性や能力を伸ばし、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する力を育むとともに、生涯にわたって学習できる環境づくりを進めます。

幼児期

生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期と捉え、多様な活動を通じて子どもの豊かな感性を養うとともに、生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探求心を培い、学びの芽生えを育みます。

小・中学校の義務教育期間

就学前までに育んだ学びの芽生えを基礎として、義務教育修了時まで身に付けたい資質・能力を『佐賀市の目指す子ども像』として表し、社会の一員として心豊かにたくましく生きるための力を育む教育を進めます。

佐賀市の目指す子ども像

- ① 佐賀の歴史や文化等を学ぶことで「ふるさとを誇りに思い愛着を持つ心情」を持つ子ども
- ② 知識・技能を習得し活用する「基礎学力」を持つ子ども
- ③ 社会をよりよく生きるための「倫理観・社会常識」を持つ子ども

義務教育後

これまでの9か年の義務教育を通じて培った学び方や学びの意欲を生涯学習に向かわせ、生涯にわたって活躍し自己実現できるように、多様な学習機会や学習情報を提供することで、公民館や図書館等の社会教育施設を、地域の情報拠点・生涯学習の拠点・交流の場とし、仲間とつながりながら楽しく学び続ける意識を醸成します。

また、市民の誰もが、生涯を通じてスポーツに親しむことができ、いきいきと暮らしている機会の提供を行います。

(2)教育・学習の横軸をつなぐ（横の接続）

一人ひとりが活躍し、豊かで安心して暮らせる「さが」を目指して、家庭、地域、企業等、学校等のそれぞれの立場において連携・協働し、社会全体の教育力の向上に努めます。

次代を担う子どもたちが夢と志をもち、健やかに成長していく過程には、年齢、性別、国籍の違い、障がいの有無などに関わらず、多様な他者との関わりや地域社会における様々な体験が必要です。このような体験を通じて、「ふるさとを誇りに思い愛着をもつ心情」等を育み、やがて地域の将来を担う人材となるよう育成していきます。

また、「家庭」「地域」「企業等」「学校等」のそれぞれが教育の場であり、全ての市民が子どもの育成に関心をもち、主体的に関わる社会の構築を目指します。

さらに、国や県をはじめとした関係機関と連携しながら、誰もが社会の担い手となれるように、子ども・若者の育成支援や地域における人づくりなどに関する教育・学習活動を推進していきます。

そして、子どもだけでなく親も自らの社会性や人間性を高め、子どもと一緒に成長できるよう、家庭、地域、企業等、学校等と連携したきめ細かな子育て環境の充実に取り組みます。

4 施策

佐賀市では、第2次佐賀市総合計画の基本政策に掲げる『ふるさとに愛着と誇りを持ち、魅力ある人と文化を育むまち』を実現するため、佐賀市教育振興基本計画をはじめとする個別計画を定めて、体系的に施策を展開していきます。

《施策の体系》

